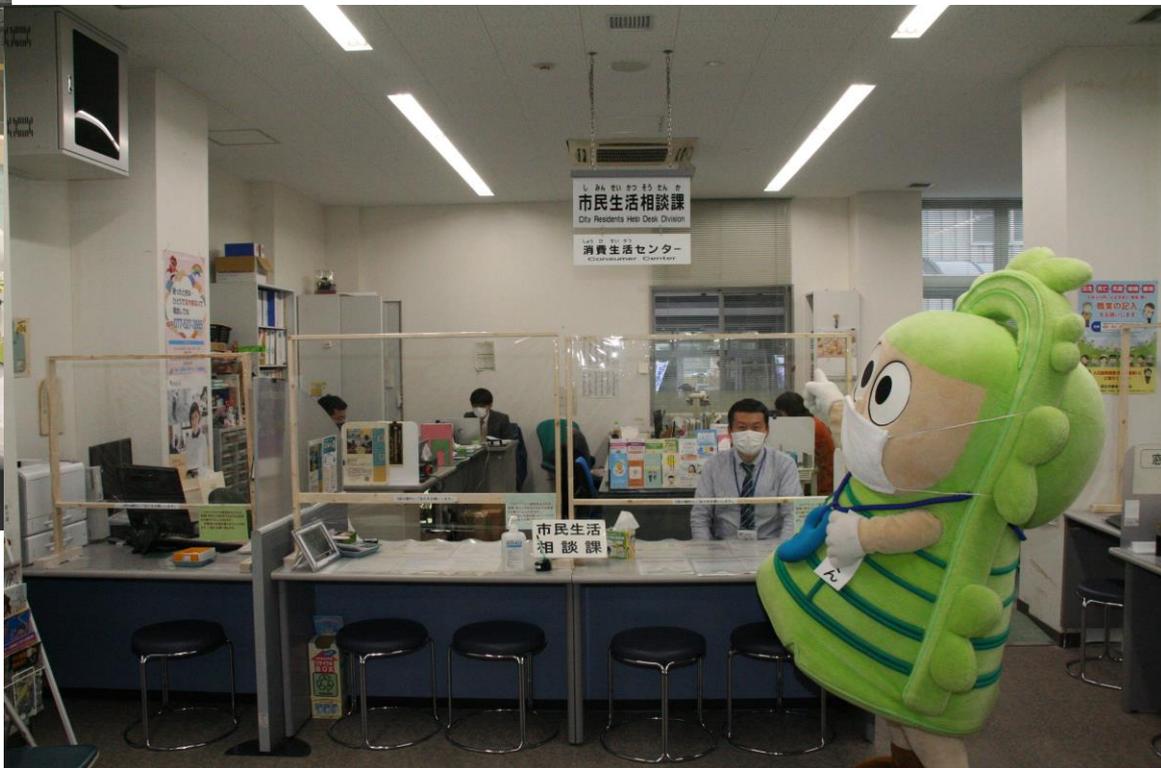




# 生活困窮者自立支援制度人材養成研修 相談支援員養成研修

野洲市市民部市民生活相談課  
次長 生水裕美



# 生活困窮者支援で活用できる制度の紹介

## 1. 特例貸付について

①緊急小口資金、総合支援資金

②償還免除

## 2. 住民税非課税について

①住民税非課税の概要

②国民健康保険料（税）の減免・軽減措置

③住民税非課税世帯を支援する制度

## 3. 住居確保給付金について

## 4. 求職者支援制度について

## 5. 事例

## 6. 参考サイト

# 1. 特例貸付について

- ①緊急小口資金、総合支援資金
- ②償還免除

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

※赤字は従来の要件を緩和したものを。

### 主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者  
**新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯**  
 ※従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。  
 ※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額  
**20万円以内**  
 ※従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。  
 ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の感染者等がいるとき  
 ② 世帯員に要介護者がいるとき  
 ③ 世帯員が4人以上いるとき  
 ④ 臨時休業した学校等に送る子供の世帯を行うことが必要となった労働者がいるとき  
 ⑤ 世帯員に感染症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小児が等に送る子供の世帯を行うことが必要となった労働者がいるとき  
 ⑥ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に支障する費用が不払するとき  
 ⑦ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■据置期間  
**1年以内**  
 ※従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限  
**2年以内**  
 ※従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人  
 無利子・不要

■申込先  
 市区町村社会福祉協議会

---

### 主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者  
**新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困難し、日常生活の維持が困難となっている世帯**  
 ※従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。  
 ※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額  
 ・（二人以上）月20万円以内  
 ・（単身）月15万円以内  
 貸付期間：原則3月以内

■据置期間  
**1年以内**  
 ※従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限  
**10年以内**

■貸付利子・保証人  
**無利子・不要**  
 ※従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先  
 市区町村社会福祉協議会

# 生活福祉資金（本則）について

- 「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その**在宅福祉および社会参加の促進を図る**ことを目的とした貸付制度です。
- 本貸付制度は、**都道府県社会福祉協議会を実施主体**として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等世帯単位の、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行います。
- 本貸付制度では、資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、地域の**民生委員**が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。

●平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援制度の施行に伴って、本貸付制度においても、より効果的に低所得世帯等の自立支援を図るために、生活困窮者自立支援制度と連携した貸付を行うこととして、その見直しが行われました。**総合支援資金**と**緊急小口資金**の貸付にあたっては、就労支援をはじめ包括的な支援が必要であることから、就職が内定している者等を除いて**生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用を貸付の要件とする**ことになりました。

（注）社会福祉法人全国社会福祉協議会HPから抜粋  
<https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/seikatsu/index.html>



資 金 の 種 類		貸付条件					
		貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利率	連帯保証人	
総合支援資金(注)	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間：原則3月、最長12月以内(延長3回)	最終貸付日から6月以内			
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付けの日 (生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後10年以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 就職・転職を前提とした技能習得に必要な経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費 等	60万円以内				
福祉資金	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日 (分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後20年以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	緊急小口資金(注)	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付けの日から2月以内	据置期間経過後12月以内	無利子	不要
教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6万円以内 (短大) 月6万円以内 (大学) 月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記各限度額の1.5倍まで貸付可能	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	原則不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後3月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間				不要

別表1 生活福祉資金一覧(平成28年1月28日掲載) (PDF: 63KB)

[https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/seikatsu/pdf/ichiran\\_20160128.pdf](https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/seikatsu/pdf/ichiran_20160128.pdf)



## 総合支援資金貸付（貸付費目・貸付額等）

貸付費目	主な用途	貸付額
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費	2人以上世帯:月20万円以内 単身世帯 :月15万円以内 ※貸付期間:最長12ヵ月
住宅入居費	敷金・礼金など住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40万円以内
一時生活再建費	生活再建に必要な一時的な費用であって、日常生活費で賄うことが困難であるもの	60万円以内

注：雇用保険の基本手当、年金、職業訓練費等の公的手当受給者は貸付対象外。ただし、特例貸付の場合はOK



問20-1-1 特例要件による貸付について、生活福祉資金貸付制度やその他の貸付を受け、償還中である世帯や、過去に生活福祉資金貸付制度の貸付を受け、償還免除となったことがある世帯は貸付の対象となるか。

●生活福祉資金貸付制度やその他の貸付の債務を償還中であることや、過去に生活福祉資金貸付制度により貸付を受けた債務が償還免除となったことや、自己破産して免責が確定したことがあることをもって、機械的に貸付の可否を判断することは適切ではない。

●あくまでも、個々のご相談ごとに、資金の用途や必要性や償還能力等を勘案して貸付の判断を行っていただきたい。

問20-2 特例要件による貸付を受けている世帯は、教育支援資金等、その他の資金の貸付の対象となるか。

●特例要件による貸付を受けていることをもって、教育支援資金等、その他の資金の貸付対象としない等の機械的な対応は不適切であり、あくまでも、個々のご相談ごとに、資金の用途や必要性や償還能力等を勘案して貸付の判断を行っていただきたい。

●なお、特例要件に基づく貸付金が償還中か、また、償還免除となったかどうかなど、貸付金の状態についても、機械的に貸付決定の判断に影響するものではないので、個々の丁寧な対応をお願いします。



# 1. 緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付

## 新型コロナウイルス感染症の影響で 収入が減少し生活に困窮する方へ

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付について、  
申請期間が令和3年11月30日まで延長となりました。

申請やお問合わせ先は、お住まいの市区町村社会福祉協議会です。

- 「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」の一部改正について（事務連絡 令和3年8月17日）
- 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答集（vol.19）



# 緊急小口資金について

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用をお貸しします。

## ◎対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

## ◎貸付上限額

20万円以内

※従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とします

- ・世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- ・世帯員に要介護者がいるとき。
- ・世帯員が4人以上いるとき。
- ・世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
- ・世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
- ・上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要なとき。

## ◎据え置き期間

1年以内

ただし、令和4年3月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年3月末日まで据置期間を延長します。

## ◎償還期限

2年以内

今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細かく配慮します。

## ◎無利子・保証人不要

# 総合支援資金について

生活再建までの間に必要な生活費用をお貸しします。

## ◎対象者

新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

## ◎貸付上限額

- ・（二人以上世帯）月20万円以内
  - ・（単身世帯）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

## ◎据え置き期間

1年以内

ただし、令和4年3月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年3月末日まで据置期間を延長します。

## ◎償還期限

10年以内

今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細かく配慮します。

## ◎無利子・保証人不要

# 再貸付について

## ●総合支援資金特例貸付の再貸付について

令和3年2月19日（金）より、緊急小口資金及び総合支援資金特例貸付の利用が終了した世帯を対象に総合支援資金再貸付の申請を受け付けています。

### ○ 制度概要

対象世帯（次の要件をいずれも満たす世帯）

ア 令和3年11月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯

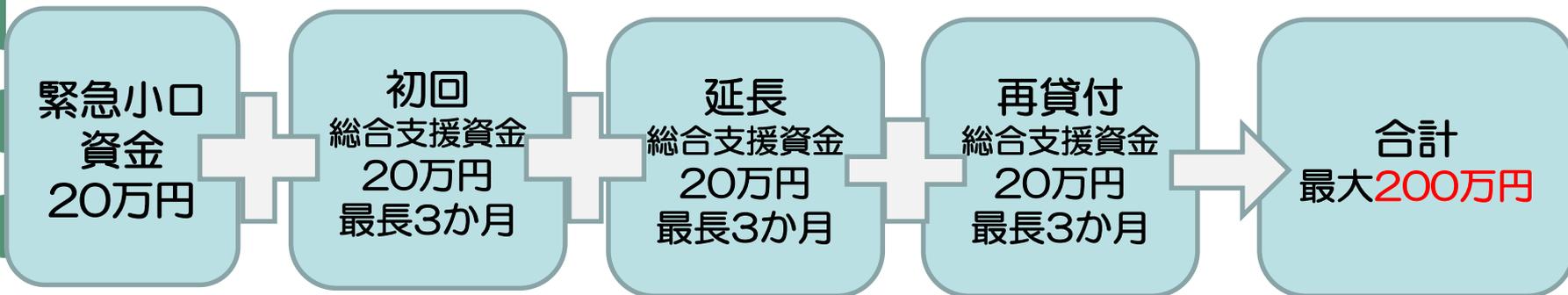
イ 再貸付の申請時まで自立相談支援機関による支援を受けること

※ 総合支援資金特例貸付の初回貸付（延長も含む）の最終月が12月以降の方は、再貸付はご利用いただけません。

○申請受付期限：令和3年11月30日（火）（窓口の市区町村社協必着）

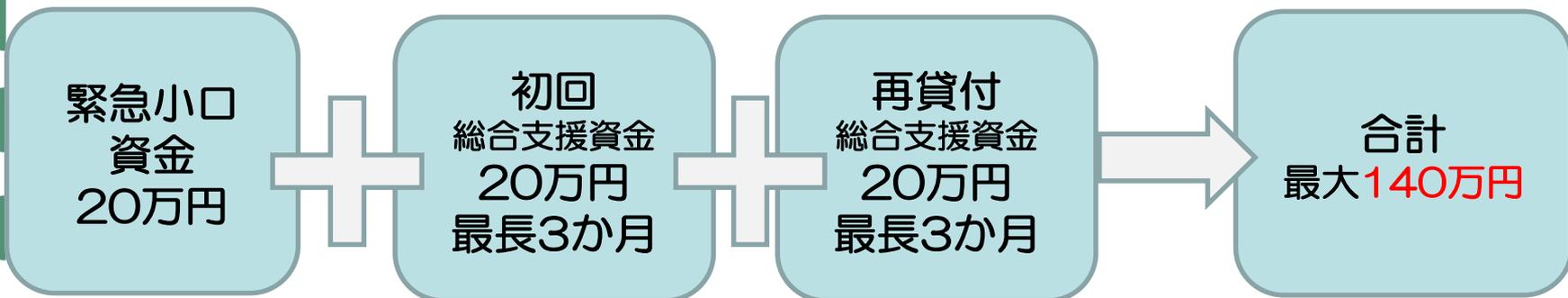
## 特例貸付（複数世帯の場合）

\* 令和3年3月末までの借り入れ



## 特例貸付（複数世帯の場合）

\* 令和3年4月1日以降



今回の特例措置では、二つの資金とも、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細かく配慮します。

具体的な取扱いについて、次のとおり資金種類ごとに一括して償還免除を行います。

**【緊急小口資金】**

・令和3年度または4年度のいずれかが住民税非課税※である場合。

**【総合支援資金】**

・初回貸付分：令和3年度または4年度のいずれかが住民税非課税※である場合。

・延長貸付分：令和5年度が住民税非課税※である場合。

・再貸付分：令和6年度が住民税非課税※である場合。

※住民税非課税を確認する対象は借受人及び世帯主。



# 判定時期と判定対象となる課税要件

		償還初年度目 (令和4年度)	償還2年度目 (令和5年度)	償還3年度目 (令和6年度)
緊急小口資金		20万円		
総合 支援 資金	初回貸付分	45万円 (単身世帯) 60万円 (2人以上世帯)		
	延長貸付分		45万円 60万円	※
総合支援資金 再貸付		(据置期間延長) →		45万円 60万円 ※

一括免除

一括免除

一括免除

判定対象となる  
課税要件

償還前年度又は  
償還初年度が  
非課税

償還2年度目が  
非課税

償還3年度目が  
非課税

※ 償還免除後も、自立相談支援機関等による継続的な支援を受けるようフォローアップします。



# 特例貸付（複数世帯の場合）

\* 令和3年3月末までの借り入れ

緊急小口  
資金  
20万円



初回  
総合支援資金  
20万円  
最長3か月

延長  
総合支援資金  
20万円  
最長3か月

再貸付  
総合支援資金  
20万円  
最長3か月

合計  
最大200万円

債務免除

償還初年度目  
一括免除  
80万円

償還2年度目  
一括免除  
60万円

償還3年度目  
一括免除  
60万円

## 2. 住民税非課税について

### ①住民税非課税の概要

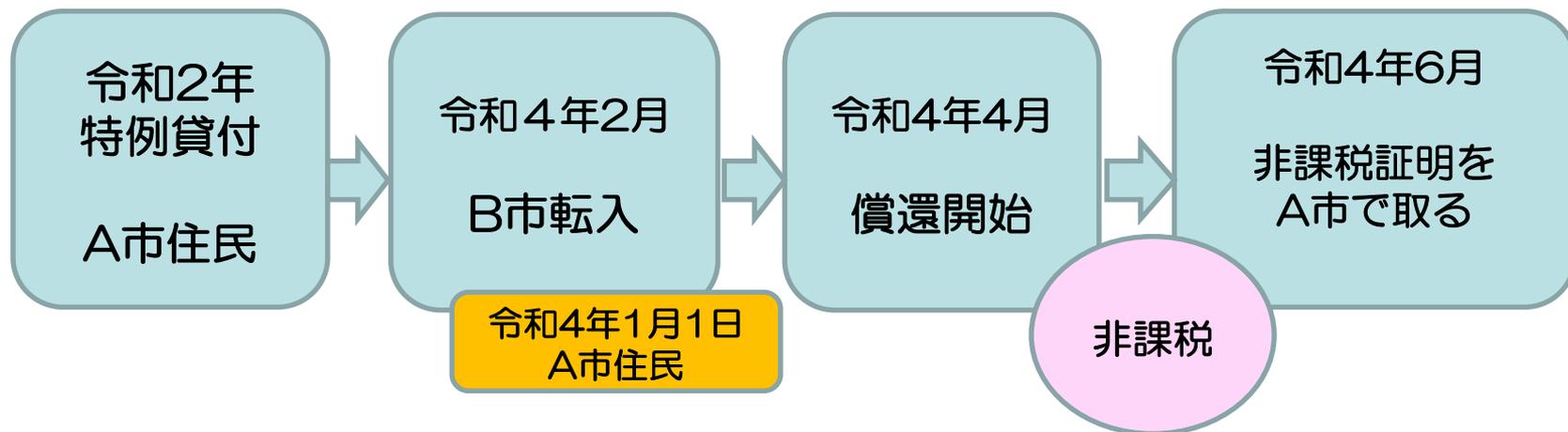
- 自治体によって運用及び基準等を確認ください。





## 納税義務者

- 住民税は、その年の1月1日に住民登録をしていた市区町村が課税することとなっています。
- 1月2日以降に他の市町村に転居した場合でも、新年度の住民税は1月1日に住民登録のあった市町村で課税されます





## 住民税とは 3つのポイント

①市民税 と 県民税 のこと。

②課税額

前年中（1月1日から12月31日まで）の1年間の所得にもとづき  
年度毎に課税される。

※いわゆる「年度：4/1～3/31」とは異なる。

③「均等割」と「所得割」から構成される。

住民税  
非課税

◎均等割

所得が多いか少ないかにかか  
わらず負担する均等の税額

◎所得割

前年の所得を基に計算される  
税額

## 「収入」と「所得」について

◎会社からもらっていた給与や、パートやアルバイトで得た給与は「収入」です。

◎「収入」から「必要経費」を引いて残った額が、「所得」です。住民税の計算は「所得」により行います。

◎年金や会社勤めの方は「必要経費」を個別に計算せず、一定の「式」にあてはめて、収入から所得を計算します。



平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給 与以外 の合計 所得区 分	賞 与 等	農 業	不 動 産	利 当	給 与	課 税 額
	給与所得								
	その他の所得計								
総所得金額①									

課 税 標 準	総所得③	
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当 先物取引	

所得 控 除	雑損		所得控除合計②
	医療費		
	社会保険料		
	小規模企業共済		
	生命保険料		
地震保険料			

養親族該当区分		本人該当区分		課税損失				
老 人	16歳未満 その他	特 別 障 碍	未 定 志 障 碍		特 別 障 碍	特 殊 障 碍	寡 夫	寡 妻

収入・所得

均等割

(摘要)

市 町 村	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
道 府 県	均等割額⑦	
	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
額	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
	特別徴収税額⑧	
	控除不足額⑨	
	既充当額⑩	
	既納付額⑪	
	逆引納付額(⑧-⑩-⑪, ⑫)	
	変更前税額⑫	
	増減額(⑧-⑫)	
	変更月	月

受給者番号	氏名	指定番号
住所		宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市（町・村）長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるとは、前記の異議申立てに係る決定の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市（町・村）を被告として（市（町・村）長の被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を既成と後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、執行又は手続上の執行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他決定を疑わないことにつき正当な理由があるときは、決定を疑わないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

平成 年 月 日

市町村民 氏 名 印

6月分	9月分	12月分	3月分
7月分	10月分	1月分	4月分
8月分	11月分	2月分	5月分

問合せ先

## 住民税非課税世帯とは

### ◎世帯とは？

住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、もしくは独立して生計を営む単身者。

⇒家族が生計を営む単位

### ◎住民税非課税世帯とは？

「世帯」という単位に属する全員が住民税非課税の条件に当てはまる場合

### ◆住民税（均等割）の非課税対象者とは

住民税（均等割）の非課税対象者は、以下の条件に当てはまる人

1. 生活保護法による生活扶助を受けている人
2. 障害者・未成年者・ひとり親または寡婦で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人。 **（給与収入で204万4千円未満）**
3. 前年中の合計所得金額が市町村等の条例で定める額以下の人

# 級地区分による住民税の非課税規定

## ■ 1級地の場合

扶養家族なし ≤ 合計所得金額45万円

扶養家族あり ≤ 合計所得金額35万円 ×

(本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族の合計人数) + 31万円

## ■ 2級地の場合

扶養家族なし ≤ 合計所得金額41万5千円

扶養家族あり ≤ 合計所得金額31万5千円 ×

(本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族の合計人数) + 28万9千円

## ■ 3級地の場合

扶養家族なし ≤ 合計所得金額38万円

扶養家族あり ≤ 合計所得金額28万円 ×

(本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族の合計人数) + 26万8千円

- **級地制度**は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映させることを目的としたもの。
- 非課税既定の基準は地域によってはこの通りでない場合もあるので、必ず住んでいる区市町村に確認してみてください。

## 非課税の給与収入の目安は？

● 会社員にも必要経費があると見なし、会社員の収入から差し引かれる控除を「給与所得控除」といいます。

● 給与収入180万円以下の場合の給与所得控除は「収入金額×40%-10万円」。この値が55万円に満たない場合は一律**55万円**が給与所得控除額となります。

\* 基本的には給与収入額によって控除額が変わってくるので注意が必要。

### ◆ 扶養家族なし（1級地）

（例）独身の人、アルバイトやサラリーマンで、年収100万円以下



収入が100万円以下なら非課税となる



# 扶養控除

(例) 自分の兄弟や叔父叔母、  
4親等である祖父母の兄弟、6親等である従兄弟の孫  
3親等の姻族である配偶者の兄弟の子ども

## ■1 扶養控除の概要

納税者に所得税法上の控除対象扶養親族となる人がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。これを扶養控除といいます。

## ■2 扶養親族に該当する人の範囲

扶養親族とは、その年の12月31日の現況で、次の四つの要件のすべてに当てはまる人です。

- (1) 配偶者以外の親族 **(6親等内の血族及び3親等内の姻族)** 又は都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人であること。
- (2) 納税者と生計を一にしていること。
- (3) 年間の合計所得金額が**48万円以下** (令和元年分以前は38万円以下) であること。(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)
- (4) **青色申告者の事業専従者**としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は**白色申告者の事業専従者**でないこと。

## ■3 控除対象扶養親族に該当する人の範囲

控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が**16歳以上**の人をいいます。



## 参考：住民税非課税対象

所得税、住民税は課税されない。  
確定申告は不要。

- 障害年金、遺族年金、恩給年金
- 失業給付金
- 住居確保給付金
- 生活保護給付金
- 相続または贈与による資産
- 職業訓練受講給付金（求職者支援制度）
- 通勤手当（15万円以下）
- 傷病手当金
- 育児休業手当金、育児休業基本給付金、出産手当金
  
- 保育を主とする国や自治体からの当該費用の助成
  - \* ベビーシッターの利用料に関する助成
  - \* 認可外保育施設等の利用料に対する助成
  - \* 一時預かり、病児保育などの子どもを預ける事業の利用料に対する助成

# 住民税非課税対象 新型コロナ対策の給付金

## ●非課税の給付金等

- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金および給付金
- 特別定額給付金
- 子育て世帯への臨時特別給付金
- 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金
- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
- 住居確保給付金
- 学生支援緊急給付金
- 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金
- 新型コロナウイルス感染症対策生活困窮者自立支援金（予定）

## ●課税対象（確定申告必要）の給付金等

- 持続化給付金
- 家賃支援給付金
- 感染拡大防止協力金

# 非課税証明書（野洲市の場合）

**未申告**では非課税証明書（課税・所得証明書）は  
できません。

ただし、勤務先から給与支払報告書が提出されて  
いる、または扶養親族として申告している場合は  
できます。

非課税証明書（課税・所得  
証明書）の交付には、申告  
が必要。  
まずは、市税務課で相談し  
てください。

別紙22  
様式第55号（第10条関係）令和3年度以降

年度 \_\_\_\_\_ 非課税証明書 賦課期日氏名 \_\_\_\_\_

賦課期日現在住所 \_\_\_\_\_ 賦課期日氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

所得区分	所得金額（円）	所得区分	所得金額（円）	所得控除の内訳	控除額（円）	扶養控除	人数	本人該当
総所得金額 (給与収入) 給与所得(所得控除額控除)	( )	分離短期譲渡 (特別控除)	( )	雑損 医療費		同一生計 配偶者		特別障害 その他障害
営業等		分離長期譲渡 (特別控除)	( )	社会保険料 小規模共済		特定 (内同居)	( )	寡婦 ひとり親
農業		上場株式等の 配当(分離)		生命保険料 地震保険料		老人 16歳未満		勤労学生 未成年
不動産		株式譲渡		障害・寡・ひ・動 配偶者特別 扶		障害者 扶	( )	その他
利子		山林		基礎 所得控除合計		税額控除の内訳 住宅借入金 寄附金		市分控除額(円) 県分控除額(円)
配当 (公的年金等収入) 雑	( )	総合退職 繰越損失額		課税標準額		配当・譲渡割 備考		
譲渡・一時		純繰越損失 雑繰越損失 株式等繰越損失 先物繰越損失 居住用繰越損失		総合 分離短期 分離長期 株式等譲渡等 先物取引等				
合計所得金額		所得割額 所得割減免額 均等割額 均等割減免額		市民税 (円)		所得割額 所得割減免額 均等割額 均等割減免額		年税額 (円)
総所得金額等				県民税 (円)				

上記のとおり相違ないことを証明します。  
年 月 日

野洲市長 \_\_\_\_\_ 印



# 市・府民税の非課税の証明書（課税されていないことの証明）が必要な方へ

本市では、「非課税証明書」という名称の証明書は発行していません。課税（所得）証明書で、所得がないこと、市・府民税が課税されていないことを証明しています。

課税資料を提出されていない場合、合計所得金額等の欄はすべて空白となります（見本①）。

合計所得金額等が印字された証明書（見本②）が必要である場合、市税事務所の市民税担当に市・府民税の申告書を提出していただくと発行することができます（証明書の発行には、調査・賦課決定のため、通常1週間程度かかります）。

**どのような証明書が必要なのかは、請求前に、提出する相手先に御確認ください。**

## 見本① 課税資料を提出されていない場合

市・府民税課税証明書

数字の記載がない

納税義務者	住所 氏名	記			
年度 令和3年度 (令和2年分所得)	合計所得金額 総所得金額等	税額			
	収入金額	所得別額	均等別額	年税額	
	給与 公的年金等	市民税 府民税			
所得の金額の内訳	本人該当	扶養該当	所得控除額	課税標準額	
その他の事項			(参考) 指定都市以外の標準税率に基づいた市民税所得割額及び市民税税額控除額		
市・府民税は令和3年6月1日現在、課税されていません。			市 民 税	税額控除額(市民税)	

上記のとおり証明します。  
令和3年 6月 1日

所得がない方や市・府民税が課税されていない方で、課税資料が提出されていない場合、合計所得金額や年税額等の欄はすべて空白となります。  
「その他の事項」欄には「市・府民税は令和〇年〇月〇日（証明書発行日）現在、課税されていません」と表示されます。

**見本② 課税資料がある場合（市・府民税の申告をされた場合）**

市・府民税理税証明書

納税義務者	住所 氏名
-------	----------

数字の記載がある

年度 令和3年度 (令和2年分所得)	合計所得金額 総所得金額等		収入金額		所得割額		均等割額	年税額
	給与	公的年金等	市民税	府民税	市民税	府民税		
	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
所得の金額の内訳			特別障害者	扶養該当	所得控除額		課税標準額	
総所得	0円		同配		雑損	0円	総所得	0千円
・内給与	0円		同配(老人)		医療費	0円	土地等事業雑	0千円
土地等事業雑	0円		同居老親等	0人	社会保険料	0円	分離短期譲渡	0千円
分離短期譲渡	0円		老人扶養	0人	小企共済掛金	0円	分離長期譲渡	0千円
分離長期譲渡	0円		特定扶養	0人	生命保険料	0円	株式等の譲渡	0千円
株式等の譲渡	0円		16歳未満	0人	地震保険料	0円	上場株配当等	0千円
上場株配当等	0円		その他扶養	0人	障害ひ学	0円	先物取引所得	0千円
先物取引所得	0円		同居特別障害	0人	配偶者特別	0円	山林	0千円
山林	0円		特別障害	0人	配偶者	0円	退職	0千円
退職	0円		その他障害	0人	扶養	0円	税額控除額	
					基礎	430,000円	調整	0円
							配当	0円
							寄附金	0円
							住宅借特別	0円
							控除	0円

※給与所得は所得金額調整控除後の額です。 本人、扶養該当欄の●印は

その他の事項  
市・府民税は課税されていません。

市税事務所の市民税担当に、市・府民税の申告書を提出していただくと、合計所得金額や年税額等（これらの金額が0円の場合も含む）が印字された証明書を発行することができます(発行には、調査・賦課決定のため、通常1週間程度かかります)。

「その他の事項」欄には「市・府民税は課税されていません」と表示されます。

上記のとおり証明します。  
令和 3年 6月 1日

## 2. 非課税について

### ②国民健康保険税（料）の軽減・減免

- 自治体によって運用及び基準等を確認ください。





## 所得が少ない方への国民健康保険料（税）の軽減措置

所得に応じた減税（**7・5・2**割軽減）

無収入等の場合でも、  
確定申告 または市・県民税申告をすることが大事。

何も出さないと、軽減対象の所得範囲であっても  
軽減が受けられない。

※参考  
年末調整

≡ 確定申告

（例）医療費控除、住宅ローン控除、ふるさと納税など



## 新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税（料）の減免

■ **新型コロナウイルスの影響により**収入減少する方は一定の要件を満たすことで**国民健康保険税（料）**が一部または**全額減免**になります。

■ 減免の対象となる国保税（料）

納期限が令和3年4月1日～令和4年3月31日までの分

■ 対象者

国民健康保険に加入している世帯で、

- ① 新型コロナウイルスに感染し、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯。
- ② 新型コロナウイルスの影響で主たる生計維持者の事業収入等が前年に比べ**3割以上の収入減少が見込まれる**世帯。

会社都合で離職した場合は、非自発的失業者の軽減措置が優先される

■ 申請先 （市）税務課

## 非自発的失業者の国民健康保険税（料）の軽減

■会社都合により離職（解雇・雇止め、事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職等）を余儀なくされた方は国民健康保険税（料）が軽減される場合があります。

・軽減割合は、給与所得を本来の金額の100分の30とみなして課税計算します

### ■対象

会社都合等により離職した65歳未満の方で、ハローワークが発行する「雇用保険受給資格者証」を持ち、離職理由が条件に該当する方。

◎非自発的失業者の軽減は、新型コロナウイルスの減免とは違い、世帯主や生計維持者でなくても、国保加入者で要件が合う世帯員の方でも軽減が受けられます。

■申請先 （市）税務課



## 参考：雇用保険受給資格者証の離職理由コード

	離職理由 コード	離職理由
特定受給 資格者	11	解雇（コード50の重責解雇を除く）
	12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合）
	22	雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合）
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定理由 離職者	23	契約期間満了（雇用期間3年未満、更新明示なし）
	33	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が12ヶ月以上の場合）
	34	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が6ヶ月以上12ヶ月未満の場合）



## 新型コロナウイルス感染症に伴い離職した方における雇用保険の取扱いについて(令和2年5月8日)

新型コロナウイルスの影響により、以下のような場合で自己都合離職された方は、正当な理由のある自己都合離職(特定理由離職者)として給付制限がなくなり、給付の開始が早くなります。

- ①同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより、看護または介護が必要となった為、自己都合離職した場合
- ②本人の職場で感染者が発生したこと、または本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であること、高齢であることを理由に自己都合離職した場合
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で子の養育が必要となったことから自己都合離職した場合

## 雇用保険

◎令和2年10月1日以降に離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。

※ 自己の責めに帰すべき重大な理由で退職された方の給付制限期間はこれまでどおり3か月となります。

■適用期間：令和2年10月1日以降に離職された方

■問合せ先：お近くのハローワーク、都道府県労働局

失業等給付を受給される皆さまへ

### 「給付制限期間」が2か月に短縮されます

～ 令和2年10月1日から適用 ～

令和2年10月1日以降に離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。詳しくは、お近くのハローワークや、都道府県労働局までお問い合わせください。

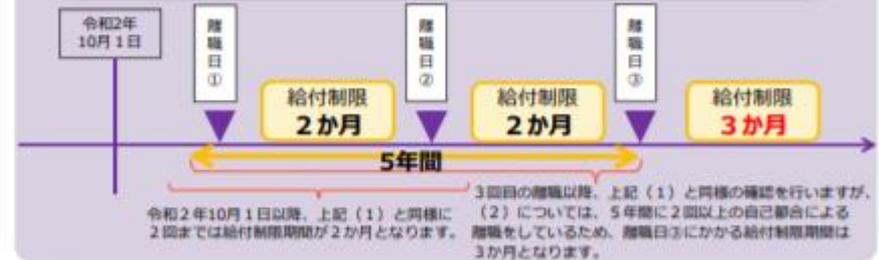
※ 令和2年9月30日までに正当な理由がない自己都合により退職された方は、給付制限期間が3か月となります

※ 自己の責めに帰すべき重大な理由で退職された方の給付制限期間はこれまでどおり3か月となります

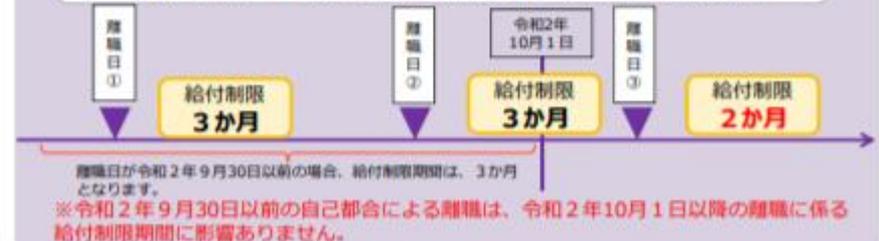
#### (1) 給付制限が2か月となる場合



#### (2) 給付制限が3か月となる場合



#### (3) 令和2年9月30日以前に自己都合で離職している場合





# 雇用保険の受給の流れ（自己都合退職）



※求職活動4週間について、認定日の型（「2型-水」など）によっては、初回と最終について4週間より短くなる場合があります。



雇用保険

# 雇用保険の受給の流れ（解雇等）

特定受給資格者  
特定理由離職者



※求職活動4週間について、認定日の型（「2型-水」など）によっては、初回と最終について4週間より短くなる場合があります。

# 国民年金 減免・免除制度

■一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合について一定の要件に該当する方は申請に基づき保険料の免除等が適用できる場合があります。

## ■対象

失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方等、国民年金保険料の納付が困難な方や、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方

## ■申請先

（市）保険年金課

これだけは知ってほしい

### 国民年金の免除制度

年金は、日本を支えている皆さんの生活を守る大切な制度です。日本の社会や経済が変化しても制度がきちんと保たれるように、様々な仕組みがあります。その中の一つとして、所得などの一定条件を満たす方々への救済措置として保険料の「免除制度」「納付猶予制度」があります。



#### 全額免除制度

保険料を納めなくても、年金受給資格と1/2の年金額が保障されます。

※年額2万5千円までは1/2の年金額が保障されます。

#### 退職特例制度

失業を理由として「免除制度」「納付猶予制度」の申請ができます。

※失業認定書等も提出している場合、医療費・世帯主の所得も関係があります。※認定書・失業認定書以上の所得がある場合は、適用されないこともあります。

#### 一部免除制度

保険料の一部納付で、年金受給資格とそれに応じた年金額が保障されます。

#### 若年者納付猶予制度

30歳未満（学生以外）で前年所得が一定以下の場合、年金受給資格が保障されます。

※所得が低い場合、免除の特典も適用されません。

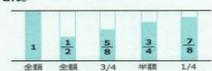
#### 学生納付特例制度

在学中で前年所得が一定以下の場合、年金受給資格が保障されます。

**「納付」「免除」「猶予」「未納」はこんなに違います！**

免除の期間は、全額納付した場合と比べ、下図のとおり受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。

- ・納付猶予の期間は老齢基礎年金額に反映されません。
- ・3/4、半額、1/4免除は、減額された保険料を納めなければ、年金額に反映されません。



免除を受けた期間は10年以内であれば追納が可能です。追納することで、老齢基礎年金の減額がなくなります。（追納時は加算金が上乗せされます）

免除には申請が必要です。まずはご相談ください。

国民年金 検索

日本年金機構 Japan Pension Service



## 2. 非課税について

### ③非課税世帯を支援する制度

■自治体によって運用及び基準等を確認ください。

# 日本学生支援機構の「給付型奨学金」が拡大



お金の心配なく学び続けたい **学生のみなさんへ**



**注目!**

**2020年4月から  
新制度がスタートしています!**  
【対象】住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

授業料・入学金の  
免除/減額 **+** 給付型奨学金の  
支給

**申請期間** 2021年4月～・9月～  
① 学校ごとに締切日が異なるので確認を。  
【対象となる学校】 大学・短期大学・高等専門学校(4年・5年)・専門学校

ポイントは次頁へ▶▶

**学生のみなさん!**

## 新しい修学支援制度を知っておこう!

経済的な理由で学び続けることをあきらめずにすむよう、授業料等の減免と給付型奨学金により、意欲のある学生のみなさんの「学び」を支えます。大学等に在学中の人も、条件を満たせば支援を受けられるので、確認してみましょう。

- ▶ **貸与型奨学金(無利子・有利子)を借りている人へ**  
新制度から給付型奨学金を受けられる可能性があります
- ▶ **今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人へ**  
支援の内容が大幅に増えるので確認してみましょう
- ▶ **以前からJASSOの給付型奨学金を受けている人へ**  
新制度に切り替えることができるので、条件や申請書を見てみましょう

### Point ① どんな学生が対象になるの?

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。大学等ごとの人数制限(推薦枠)はありません。

**世帯収入や資産の要件を満たしていること**  
住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

**学ぶ意欲がある学生であること**  
成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

基準を満たす世帯年収は、家族構成により異なります。 **しっかりと勉強しなかった場合には、支援が打ち切られます。**

① この他にも要件があります。詳しくはJASSOのJASSOwebホームページ、学校から送付される「給付型奨学金」等で確認してください。  
**将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です**

### Point ② 給付型奨学金の支給額は?

住民税非課税世帯(第Ⅰ区分)の場合は、下記の額が支給されます。(住民税非課税世帯に準ずる世帯(第Ⅱ区分、第Ⅲ区分)の場合は、Point①へ)

**給付型奨学金の支給月額** (住民税非課税世帯(第Ⅰ区分)の場合)

区分		自給世帯	自給外世帯
大学・短期大学・専門学校	国公立	29,200円(33,300円)	66,700円
	私立	38,300円(42,500円)	75,800円
高等専門学校	国公立	17,500円(25,600円)	34,200円
	私立	25,700円(35,000円)	43,300円

① 生活実態等でも自宅から通学する人及び住居実態等から通学する人は、カック内の金額となります。



## 住民税非課税世帯を支援する制度（例）

### ひとり親家庭の皆さんへお知らせ

～ひとり親家庭の自立を支援します～

#### 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士などの資格取得のために養成機関において1年以上のカリキュラムを受講される場合に受講期間の生活資金を支給します。

支給期間…受講期間の全期間（上限4年）

支給金額…市民税非課税世帯：100,000円／月

市民税課税世帯：70,500円／月

（最終1年間はそれぞれ40,000円増額）

○資金の貸し付け

高等職業訓練促進給付金の受給者を対象として資金の貸し付けを行います。

入学準備金：500,000円以内

就職準備金：200,000円以内



# 住民税非課税世帯を支援する制度（例）

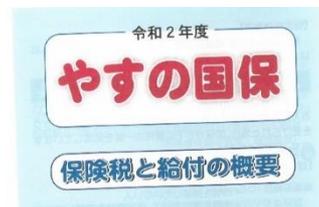
## 高額療養費の支給制度のあらまし

### ① 70歳未満の人が限度額を超えた場合

同じ人が、同じ月内に、同じ医療機関で次の表の額(限度額)を超えて一部負担金を支払ったときは、申請によりその超えた額が支給されます。

※( )内は過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降の限度額です。

70歳未満の人	住民税課税世帯	所得901万円超	<b>252,600円 +</b> (ア) 総医療費が842,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算 <b>(140,100円)</b>
		所得600万円超 ～901万円以下	<b>167,400円 +</b> (イ) 総医療費が558,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算 <b>(93,000円)</b>
		所得210万円超 ～600万円以下	<b>80,100円 +</b> (ウ) 総医療費が267,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算 <b>(44,400円)</b>
		所得210万円以下	(エ) <b>57,600円 (44,400円)</b>
	住民税非課税世帯等		(オ) <b>35,400円 (24,600円)</b>



◎国民健康保険に加入している70歳未満の人の医療費が高額になった場合、窓口で支払う医療費が、限度額適用認定証を提示することにより、自己負担限度額(上表)までとなります。

※国民健康保険税を滞納している人は、原則限度額適用認定証の交付は受けられません。

※限度額適用認定証の交付を受けると、高額療養費の支給申請をする必要がなくなります。ただし、複数の医療機関への支払いで限度額を超える場合等は、これまでどおり後から申請して支給を受けることになります。

### 例 夫が入院して300,000円支払った場合

(住民税課税世帯で所得210万円超～600万円以下(70歳未満)の場合)  
支払った額は医療費の3割なので  
実際にかかった医療費 =  $300,000円 \div 3 \times 10 = 1,000,000円$

### ●支給される高額医療費は

$$300,000円 - \begin{matrix} \text{限度額} \\ 80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円 \end{matrix} = 212,570円$$



# 住民税非課税世帯を支援する制度（例）

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

ねんきん  
ダイヤル

0570-05-1165

年金給付金 検索



050から始まる電話でおかけになる場合は東京03-6700-1165  
(ナビダイヤル)



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

（受付時間）月曜日 午前8:30～午後7:00 | 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 | 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開始日前日に午後7:00まで相談をお受けします。※後日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

①日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください。

## 年金生活者支援給付金は、3種類。

以下の支給要件を満たしている方が対象者です。また、受け取るには請求手続きが必要です。

1

老齢基礎年金を  
受給している対象者には

### 老齢年金 生活者支援給付金



#### 支給要件

- 65歳以上で老齢基礎年金※1を受けている。
- 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている。
- 前年の公的年金等の収入金額※2とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が879,900円以下である。

※1 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。※2 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

給付額

月額5,030円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の1と2の合計額となります。※1

1 保険料納付済期間に基づく額（月額）＝ 5,030円 × 保険料納付済期間※2 / 480月

2 保険料免除期間に基づく額（月額）＝ 10,856円※3 × 保険料免除期間※2 / 480月



※1 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が779,900円を超え879,900円以下の方には、1に一定割合を乗じた補足的な老齢年金生活者支援給付金が支給されます。※2 給付金額の算出のもととなる保険料納付済期間等は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等でご確認できます。※3 保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間については10,856円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間については5,428円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。

## 住民税非課税世帯を支援する制度（例）



### 利用者負担が高額になったときは

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計）が上限額を超えた場合には、申請をして認められると、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

#### ●申請方法

対象者には「高額介護サービス費等支給申請書」を郵送しますので、必要事項を記入して、市区町村の窓口へ提出してください。

#### ●介護保険＋医療保険の負担額が高額になった場合

介護保険と医療保険を利用したときの自己負担額が年間で高額になったときは、それらを合算して年額で限度額を設ける高額医療・高額介護合算制度があります。申請により認められたときは、限度額を超えた分があとから支給されます。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

区 分	利用者負担上限額
現役並み所得者※1	<b>世帯</b> 44,400円
一般世帯（下記の区分に該当しない人）	<b>世帯</b> 44,400円※2
<b>住民税世帯非課税</b>	<b>世帯</b> 24,600円
●合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	<b>個人</b> 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	<b>個人</b> 15,000円 <b>世帯</b> 15,000円

●住民税世帯非課税の人は、所得に応じて個人単位の上限額が設定されます。

※1 同一世帯に住民税課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の人

※2 ただし1割負担の被保険者のみの世帯には緩和措置があります(令和2年7月まで)。

### 3. 住居確保給付金について

- 自治体によって運用及び基準等を確認ください。





ちなみに。。。  
野洲市の市営住宅は  
保証人不要



## 住居確保給付金 マニュアル等

◎令和3年2月1日 第9版

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル

◎令和2年4月20日

住居確保給付金の支給に係る事務の手引き

◎令和3年6月4日（随時バージョンアップ）

住居確保給付金の支給事務の取扱問答 vol.8

<厚労省特設サイト>

<https://corona-support.mhlw.go.jp/>

<住居確保給付金相談コールセンター>

0120-23-5572（9：00～17：00：平日のみ）

## 住居確保給付金の変遷

時期	変更内容
令和2年4月1日～	<ul style="list-style-type: none"><li>年齢要件撤廃（以前は65歳未満のみ利用可能）</li></ul>
令和2年4月20日～	<ul style="list-style-type: none"><li>減収要件の追加（以前は離職・廃業の場合のみ利用可能）</li><li>過去に住宅手当または住宅支援給付を受けた人も申請可能となる</li></ul>
令和2年4月30日～	<ul style="list-style-type: none"><li>求職活動要件の緩和（コロナ影響により、当分の間） ※ハローワークの登録、職業相談、応募・面接については免除 ※自立相談支援機関との面談は月4回から月1回に緩和</li></ul>
令和2年5月7日～	<ul style="list-style-type: none"><li>支援プランの作成は原則求めない（迅速化①）</li><li>生活困窮者自立支援統計システムへの入力不要（迅速化①）</li></ul>
令和2年5月29日～	<ul style="list-style-type: none"><li>クレジットカード払いも対象に含める（この場合、本人支給とする）</li></ul>
令和2年6月8日～	<ul style="list-style-type: none"><li>延長、再延長の審査事務の簡略化等手続きの迅速化（迅速化②）</li><li>休眠預金等については、確認のための添付書類は不要</li></ul>
令和2年7月1日～	<ul style="list-style-type: none"><li>支給額計算の変更（一部支給の場合の支給額アップ）</li></ul>

## 住居確保給付金の変遷

令和3年1月1日～	<ul style="list-style-type: none"><li>令和2年度中に新規申請した人のみ、<b>最大12ヶ月受給可能</b> ※再々延長時は資産要件が通常のおお分の額になる。 ※減収要件であっても規定の求職活動が必要。</li><li>求職活動要件等の「当分の間」措置の部分解除 ⇒離職・廃業の場合、規定の求職活動が必要。</li><li>支援プラン（システム入力）に係る迅速化①の解除。</li></ul>
令和3年2月1日～	住居確保給付金を過去に受給した人も再支給可能になる。 ※令和3年3月末までに限る。※給付3ヶ月限り。 ※求職活動要件は新規申請と同様の要件が課される。
令和3年4月1日～	再支給（最長3か月間）の申請期間を令和3年6月30日まで延長なる
令和3年6月11日～	再支給（最長3か月間）の申請期間を、令和3年9月30日まで延長なる 9月30日までの間に住居確保給付金の申請をした場合は、職業訓練受講給付金との併給を可能とする。

## 住居確保給付金の概要

■**趣旨**：**離職・廃業や減収等による困窮者**であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

■**申請窓口**：現在の住所（住居がない場合は新しく賃貸住宅を確保しようとする地域）を管轄する自治体の自立相談支援機関

■**支給額**：基準額 ＋ 賃借する実際の家賃額 － 世帯収入額

・ ※支給額の上限：生活保護・住宅扶助基準に基づく額

■**支給期間**：3ヶ月間（一定の条件により9ヶ月まで延長）

■**支給方法**：大家等へ代理納付

## 住居確保給付金の対象者

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又は減収により経済的に困窮し  
住居喪失者または住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日において、離職・廃業等をした日から  
2年以内である。  
または給与及び、収入を得る機会が

個人の都合によらず減少した。

個人の都合  
によらず？



## 住居確保給付金（個人の都合によらない例）

- ◆ フリーで活動しているスポーツジムインストラクターにおいて、契約しているスポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となった。（スポーツジムのシフト表等で確認）
  - ◆ フリーで通訳をしている者において、参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となった。（イベント中止のチラシ、通訳として参加予定だったことが分かるメールの写し等で確認）
  - ◆ アルバイトを2つ掛け持ちしている者において、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった。（事業所が休業となったことが分かるHPの写し等で確認）
  - ◆ 旅館業を営んでいる者において、自粛のため宿泊客からキャンセルが相次いだ。（予約キャンセルのメールの写しや電話予約の場合は予約時とキャンセル時の電話受付メモ等又は「申立書」で確認）
- 自らの意思で勤務日数を減らしたり、就労時間を減らした場合は住宅確保給付金の対象となりません。



## 住居確保給付金（減収の確認）

### ■ 給料の減収額の確認

①申請日の属する月の収入、又は見込み額

・4月 ⇒ 5月（減額）

②社会的状況の影響がなかった時の月収

（例）1月（影響のなかった月収）⇒直近3か月程度の平均収入

### ■ 収入関係の書類の例

- ・ 給与明細書、賃金明細書、報酬明細書等
  - ・ 預貯金通帳の当該収入の振込の記帳ページ
  - ・ 公的給付等の支給額がわかる書類
- （例）雇用保険受給資格証明書、年金手帳  
各種福祉手帳

基本的には申請者の  
申告による。

**\* 住居確保給付金の支給  
に係る事務の手引き  
（9頁）**

## 住居確保給付金（対象者）

- ③ 離職時に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったがその後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含みます。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付を含みます）

※野洲市基準額：市町村民税非課税限度額 ÷ 12

世帯人数	基準額	住宅扶助 上限額	収入基準額(万円)
1人	7.8万円	3.5万円	11.3万円
2人	11.5万円	4.2万円	15.7万円
3人	14.1万円	4.6万円	18.7万円
4人	17.5万円	4.6万円	22.1万円

## 住居確保給付金（対象者）

⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。**※基準額 × 6**

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84.6万円
4人	100万円

⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと

⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

# 例：住居確保給付金の計算(野洲市の基準値)

世帯人員：4人世帯（夫婦、小学生子ども2人）

家賃額：6万円（共益費 駐車場は対象外）

世帯収入額：雇用保険16万円＋児童手当2万円＝18万円

預貯金：なし

	基準額	住宅扶助上限額	収入基準額(万円)
1人	7.8	3.5	11.3
2人	11.5	4.2	15.7
3人	14.1	4.6	18.7
4人	17.5	4.6	22.1

◎収入基準額：221,000円(OK)

◎基準額：175,000円

◎支給上限額：46,000円（住宅扶助費上限）世帯人数

◎支給額 = 基準額 + 実際の家賃額 - 世帯収入額

$$\begin{array}{ccc} \downarrow & \downarrow & \downarrow \\ 175,000円 + 60,000円 - 180,000円 \end{array}$$

$$= 55,000円 \Rightarrow \text{支給額} = 46,000円$$

# 住居確保給付金（求職活動等要件整理表）

## ○住居確保給付金の求職活動等要件整理表

### 【必要とされる求職活動要件】

- ①（申請時等）公共職業安定所での求職申込み
- ② 自立相談支援機関への相談（月1回以上）※注
- ③ 公共職業安定所での職業相談（月2回）
- ④ 企業等への応募（週1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

受給月数	受給者の状態	必要とされる求職活動要件				
		①	②	③	④	⑤
1～9か月目	離職・廃業（則第3条第1号）	必須	必須	必須	必須	任意
	休業等（則第3条第2号）	任意	必須	任意	任意	必須
10～12か月目 （再々延長中）	全 員	必須	必須	必須	必須	任意
再支給 （本則・特例）	離職・廃業（則第3条第1号）	必須	必須	必須	必須	任意
	休業等（則第3条第2号）	任意	必須	任意	任意	必須

※注 現状の自立相談支援機関の状況を踏まえ、原則の月4回を緩和している

## 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について⑥

(住居確保給付金の求職活動要件について) 令和3年8月25日事務連絡

### ●生活困窮者自立支援法施行規則第10条第5項に基づく公共職業安定所への求職の申込みについて

公共職業安定所への求職の申込みについては、今般の**緊急事態宣言**により、**できる限り公共職業安定所への来所によらない方法での求職申込み**を推奨することとします。

### ●生活困窮者自立支援法施行規則第10条第5項に基づく受給者の求職活動について

**緊急事態宣言が解除されるまでの間**、地域における感染の状況や就職面接会等の中止や延期等を勘案し、自治体等が必要と認めたときには、**求職活動要件を以下のとおり緩和**して差し支えありません。

・自立相談支援機関への相談については、勤務状況や地域の感染状況等により来庁が困難な場合は、**電話やオンライン相談など、非対面による方法**を検討していただくほか、従前のおり、状況を月1回報告させるとともに、**給与明細の郵送をもって収入の確認**に代えることができます。

・「月2回以上の公共職業安定所の職業相談等」及び「週1回以上の応募又は面接」については**回数を減ずる又は免ずる**ことができます。

・「月2回以上の公共職業安定所の職業相談等」については、できる限り**公共職業安定所への来所によらない方法**を推奨して下さい。なお、特に生活再建が急務である受給者において、オンライン等による企業への応募・面接等、可能な範囲で求職活動を行っていただくことは差し支えありませんので、受給者の生活の状況等に応じて、就職活動等に対する対応、支援を引き続きお願いします。



## 住居確保給付金（ポイント①）

### ●中止の要件（義務不履行、虚偽申告、退去などに加え）

受給中に常用就職し、就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の分から支給を中止する。

※失業給付（雇用保険）受給開始による収入増などは中止要件にならない

自治体事務マニュアルにある「支給の中止」に合致しなければ  
3カ月継続して支給し続けることとなる。

### ●学生について

主たる生計維持者であるなど要件に該当すれば支給対象者となる。

### ●家賃支払いがクレジットカード払いの場合

例外的に本人口座への支給が認められるようになった。（要確認）



## 住居確保給付金（ポイント②）

### ● 職業訓練受講給付金との併給は認められない。

途中で受給した場合は停止となる。（受給が終了後に再開可能）

申請者と同一世帯に属する者が職業訓練受講給付金を受給していない事

#### 特例措置

令和3年9月30日までの間に住居確保給付金の申請をした者は、申請を受けて支給する住居確保給付金については、職業訓練受講給付金との併給を可能。当該給付金は収入算定しない。

### ● 申請時の収入の算入について

- a) 就労等収入（給与収入、事業収入）
- b) 公的給付等（失業等給付、年金、手当）例：児童手当、児童扶養手当など
- c) 継続的な仕送り（例：養育費など）
- d) 借入金、退職金又は公的給付金等のうち臨時的な給付は**算入しない**  
（例：特例貸付など）

延長、再延長の申請も併給可能（10月1日以降）

\* 新型コロナウイルス感染症拡大に関する給付金・融資については収入・資産として参入しない。

# 生活困窮者自立支援法施行規則の 一部を改正する省令の施行

◆令和3年6月11日

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行（抜粋）

## 1 住居確保給付金の再支給の申請期間の延長について

住居確保給付金の支給が終了した方に対して、令和3年2月から6月末までの間、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間に限り再支給を可能としてきたところですが、今般の規則改正により、本特例の申請の期間を令和3年9月30日まで延長します。申請を開始する時期は、生活困窮者自立支援法施行規則改正後（令和3年6月11日）です。なお、本特例による再支給の申請は1度限りとします。

## 2 職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給について

省令改正後の施行日から令和3年9月30日までの間に住居確保給付金の申請をした者は、当該申請を受けて支給する住居確保給付金については、職業訓練受講給付金との併給を可能とします。

また、施行日の前日以前に住居確保給付金の申請をした者についても、職業訓練受講給付金との併給を可能とします。ただし、令和3年5月以前の支給を除きます。

# 住居確保給付金（再支給の申請）

最大9か月プラス  
3か月

## 令和3年2月1日以降

住居確保給付金の受給期間が終了した方について、3か月間に限り再支給が可能です。  
※令和3年6月30日が申請期限です。

## 令和3年6月11日以降

再支給の申請をしたことが  
ない方が対象です

- ・再支給（最長3か月間）の申請期間を令和3年9月30日まで延長します。
- ・住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例を導入します。申請期間は令和3年9月30日までです。

その他個別の要件等があります

# 住居確保給付金の再支給の申請

## ■住居確保給付金の支給が終了した方

特例の再支給 \*3か月間に限る

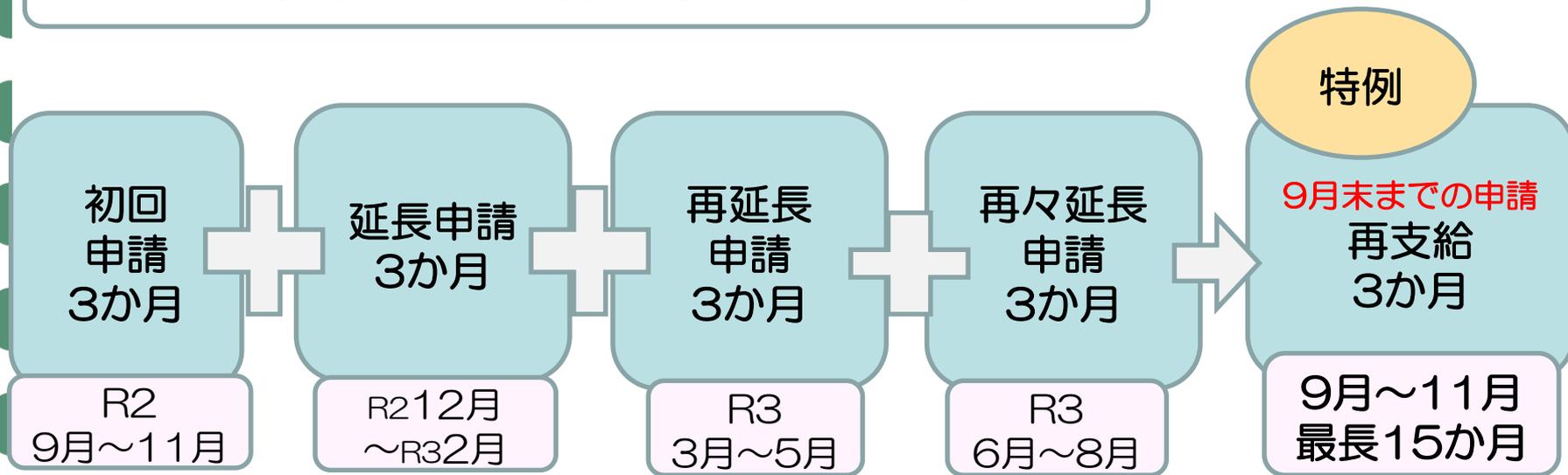
住居確保給付金の支給が終了した方に対して、令和3年9月30日までの間、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間に限り再支給を可能とするもの。なお、本特例による再支給の申請は1度限り。

通常の再支給 \*最長9か月

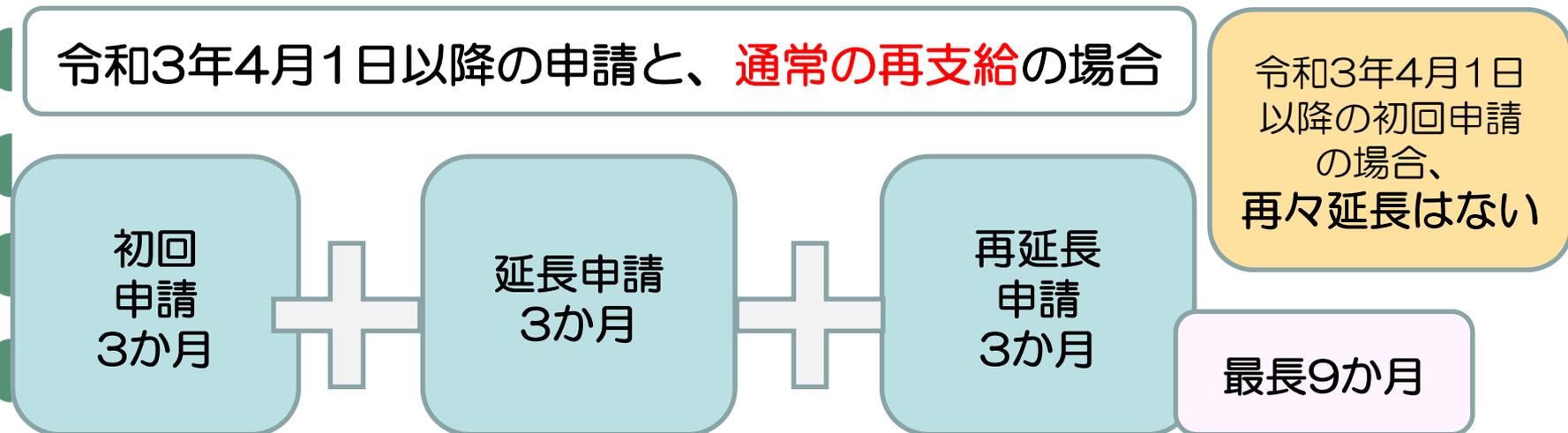
常用就職後に新たに解雇された場合や、雇用契約期間が満了した場合で、本人に落ち度はなく、更新の意思があったにもかかわらず、使用人の都合で契約されなかった場合。



## 令和2年度中に初回申請の場合（特例の再支給）



## 令和3年4月1日以降の申請と、通常の再支給の場合





## 4. 求職者支援制度

再就職や転職に向けた支援

**求職者支援制度**

月10万円  
給付金 + 無料の  
職業訓練 + 就職  
サポート

# 求職者支援制度のご案内

■ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyushokusha\\_shien/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html)

再就職や転職を目指す皆さまへ

## 求職者支援制度のご案内

月10万円 給付金 + 無料の 職業訓練 + 就職 サポート

### ■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、再就職や転職を目指す求職者の方が、**月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度**です
- **訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポート**します
- **離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講できます**
- **給付金の支給要件を満たさない場合であっても、無料の職業訓練を受講できます**（テキスト代などは自己負担）

### ■ 主な対象者の方は？

給付金を受けて訓練を受講する方	
離職者	雇用保険の適用がなかった離職者の方 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など
給付金を受けずに訓練を受講する方（無料の訓練のみ受講する方）	
離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など （親と同居している学卒未就職の方など）
在職者	働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030412001

### ■ 制度活用の主な要件

(訓練受講の要件)

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- **雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと**
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

(給付金の支給要件)

- **本人収入が月8万円以下【シフト制で働く方などは月12万円以下(※)】**
- **世帯全体の収入が月25万円以下** (※ 令和3年9月末までの特例)
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 全ての訓練実施日に出席する（やむを得ない理由がある場合も、8割以上出席する）
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

### ■ 主な訓練コース（求職者支援訓練）

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
IT	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマー養成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

- 訓練期間は2か月から6か月（※）
- シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から（令和3年度末までの特例）
- 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い**公共職業訓練（最長2年）**も受講できます

**【修了者の声】**

介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り進めました

給付金をもらえたので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

**コース検索**

求職者支援制度の申し込みは、ハローワークで受け付けています  
まずは、住所地を管轄するハローワークにご相談ください

**【所在地・連絡先】**

**【制度の詳細】**

厚生労働省ホームページ



## 職業訓練受講給付金（求職者支援制度）

### ● 職業訓練受講給付金とは？

雇用保険を受給できない求職者で、ハローワークの支援指示により職業訓練を受講する場合、職業訓練（無料）の期間中給付金を受けることができる制度。

### ● 対象者

雇用保険の適用がなかった方、加入期間が足りず雇用保険の給付を受けられなかった方、雇用保険の受給が終了した方、学卒未就職者、自営廃業者の方等

### ● 支給期間：職業訓練を受講している間

支給額：手当金10万円、交通費及び寄宿する際の費用

### ● 申込先：ハローワーク

## 求職者支援制度（給付金の支給額）

訓練受講手当	<b>月10万円</b> 訓練を受講している期間について、1か月ごとに支給します (例：3か月の訓練の場合の支給額：10万円×3月＝30万円)
通所手当	<b>訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）</b>
寄宿手当	<b>月10,700円</b> 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿（訓練施設に付属する宿泊施設やアパートなど入居）する場合で、通所のための往復所要時間が4時間以上など、住居の変更が必要とハローワークが認める場合に支給します

## 求職者支援制度（制度活用の主な要件）

### （訓練受講の要件）

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

### （給付金の支給要件）

- 本人収入が月8万円以下  
※ シフト制で働く方などは月12万円以下（令和4年3月末までの特例）
- 世帯全体の収入が月25万円以下
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 全ての訓練実施日に出席する（やむを得ない理由がある場合も、8割以上出席する）
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

## 特例措置

令和4年  
3月末まで延長

### 職業訓練受講給付金の特例措置について

新型コロナウイルスの影響を受けて休業を余儀なくされている方や、シフトが減少した方などが、働きながら訓練を受講しやすくするため、令和3年9月30日までの時限措置として、職業訓練受講給付金の収入要件と出席要件に特例措置を設けました。

#### 収入要件の特例措置

○ シフト制で働く方、自営業、フリーランス、副業・兼業を行う方などで、**固定収入(※)が8万円以下の方について、収入要件が月12万円以下となります。**

※ 固定収入は1か月の固定的な収入です。

労働者の方	1か月の定額の給与（基本給、固定残業代など） <ul style="list-style-type: none"><li>・ シフト制などで定額の給与がない方は、固定収入がないものとみなします。</li><li>・ 毎月変動する給与（勤務時間に応じて支払われる残業代など）や実費弁償的な給与（通勤手当など）は固定収入ではありません</li><li>・ 雇用契約期間が1か月未満の方は、固定収入がないものとみなします。</li></ul>
自営業、フリーランス、副業・兼業を行う方	1か月以上の契約に基づく収入（業務委託契約、不動産賃貸契約など）から1か月の経費を差し引いた額 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1か月以上の契約に基づく収入がない方は、固定収入がないものとみなします。</li><li>・ 複数月にわたる契約に基づく収入の場合は、収入額を契約期間で除して1月あたりの収入を算出してください</li></ul> <p>[例] 1年間で60万円の業務委託契約の場合 年間収入60万円÷1年（12月）＝1月あたり収入5万円</p>

## 特例措置

令和4年  
3月末まで延長

- **新型コロナウイルス感染症対策などの業務で地方公共団体などで臨時的に雇用されている方(※)について、収入要件が月12万円以下となります。**

※ 地方公共団体などと期間の定めのある労働契約を締結している方です。

- ・ 都道府県、市町村に雇用されている方
- ・ 都道府県、市町村から事業を委託されている事業主に雇用されている方
- \* 従事する仕事の内容は限りません。新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する方だけでなく、臨時的に地方公共団体などで従事する全ての方が対象になります。

### 出席要件の特例措置

- **仕事で訓練を欠席せざるを得ない日が、やむを得ない欠席となります。**

※ 仕事で訓練を欠席する日については、事業主による勤務日の証明書などを提出していただきます。

### 特例措置の適用

- **収入要件の特例措置は、令和3年2月25日から令和3年9月30日までの間に支給単位期間の初日がある場合に、当該支給単位期間以降の支給単位期間について適用し、令和3年9月30日までに訓練を開始した方の訓練終了日がある支給単位期間まで適用となります。**
- **出席要件の特例措置は、令和3年2月25日の訓練の出席から適用となります。また、令和3年9月30日まで訓練を開始した方に適用し、その方の訓練終了日まで適用となります。**



## 雇用保険受給者（公共職業訓練制度）

### ●公共職業訓練とは？

ハローワークで求職を申し込みした人を対象に、再就職を支援することを目的として設置されたもの。

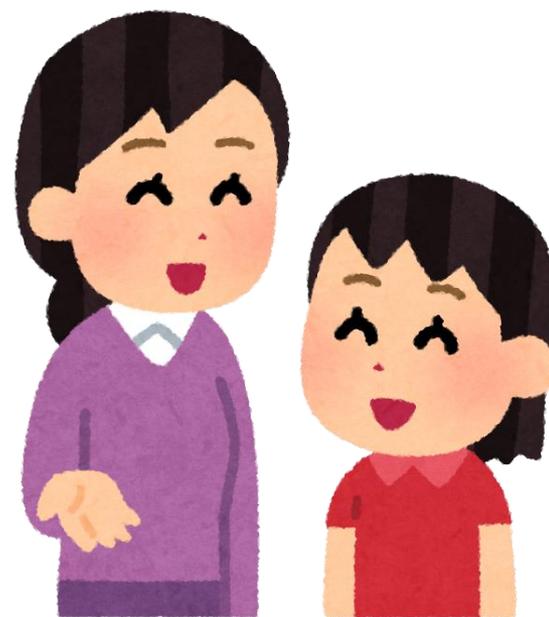
### ●メリット

- ①給付制限が解除される
- ②訓練終了まで基本手当が支給される
- ③受講料は無料
- ④受講手当（日額500円最大40日分）  
通所手当（交通費1か月あたり上限42500円）  
寄宿手当（家族と別居して寄宿する場合）、が支給される

### ●申込先：ハローワーク



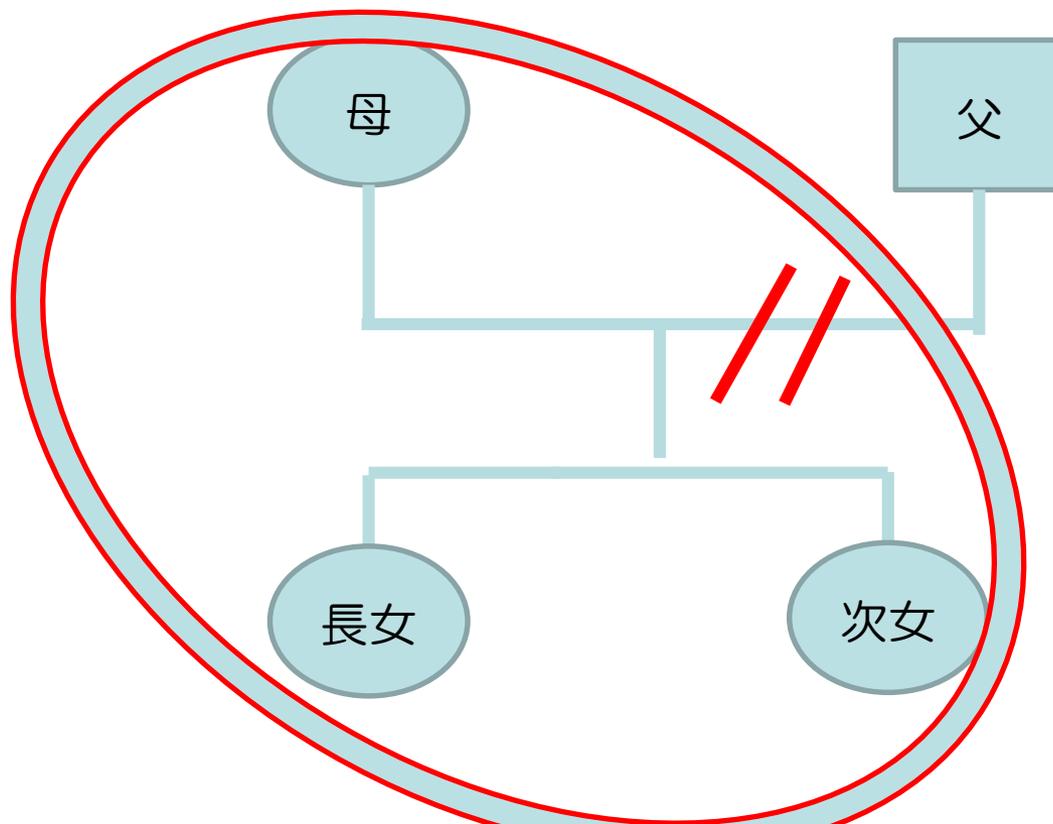
## 5. 事例



# ひとり親世帯の制度活用による生活再建

## ■家族構成（母子家庭 3人世帯）

- 母親 45歳
- 長女（21歳）、次女（18歳・専門学校）
- 賃貸住宅入居



## 住居確保給付金の申請

### ①令和2年12月

- 9月に母親がコロナの影響で業績不振になり退職。12月に派遣の仕事始める。
- 12月に市役所（子育て家庭支援課）に来庁され、現在の生活状況を伺うと、派遣で検査の仕事をしており、現在は5時間勤務で、R3年4月には正社員になる予定とのこと。
- ただ、たちまちの生活費に困っているなので、給料は日払いにしてもらっている。家賃と税滞納がある。
- ⇒住居確保給付金の申請をする。  
（12月分から2月分まで家賃対象）  
（注）住居確保給付金は申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできない（自治体事務マニュアル）

## 特例貸付・雇用保険の基本手当の申請

### ②令和3年1月

- ・ 母親が働いていた派遣の仕事がコロナの影響で仕事が減り、収入が無くなったため、派遣の会社を退職した。また、長女もコロナの影響を受け、アルバイトを辞めた。

### ③令和3年2月

- ・ 母親がやすワークを利用し就職活動。日払いの求人を探すか・・・。
- ⇒雇用保険の基本手当（失業給付）の申請をする。
- ⇒特例貸付を案内

◎野洲市社協独自緊急小口資金貸付	3万円
◎県緊急小口資金貸付	20万円
◎総合支援資金	20万×3か月



貸付により家計費が安定するので、日払いから月収の仕事を探すことができる

# 職業訓練・求職者支援制度

## ④令和3年3月

・ 職業訓練を紹介し合格する

◎母親 委託訓練（OA事務4月開講）

⇒雇用保険（失業給付金）5,000円×30日分

◎長女 求職者支援訓練（OA事務3月開講）

⇒職業訓練受講給付金 10万円受給

\* 住居確保給付金は、職業訓練受講給付金との併給ができないため4月分から支給停止となる

スキルアップで  
**就職力アップ!**

求職者支援訓練

受講料無料 初心者OK! 就職サポート

要件を満たす方には月額10万円の給付金が支給されます。  
※裏面の要件全てを満たす方のみが対象です

YouTube  
「円家とシロのハロートレーニング」で詳しくご紹介しています!

求職者支援訓練とは?  
ハロートレーニング  
「学ばば学べ」

希望する職業やキャリアアップのために必要な職業スキルや知識を習得することができます。  
厚生労働大臣認定の公的職業訓練です。

コースの詳細はHPで確認できます! 詳しくはWEBをご覧ください

訓練の詳細についてのお問い合わせは、ハローワークまたは訓練実施機関へ!  
詳しくは裏面をご覧ください

厚生労働省 人材開発統括官 求職者支援訓練 20  
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyushokusha\_shien/index.html

## 住居確保給付金の支給停止を解除



### ⑤令和3年6月

- 長女が就労決定（事務職・正社員）
- 母親は訓練受講しながら、やすワークを活用して就労活動を行っている。
- 生活困窮者自立支援法の規則改正により、住居確保給付金と職業訓練受講給付金の併給が可能となり、住居確保給付金の支給停止が解除となる。（支給再開）

### ◆令和3年6月 11日

#### 生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行

省令改正後の施行日から令和3年9月30日までの間に住居確保給付金の申請をした者は、当該申請を受けて支給する住居確保給付金については、職業訓練受講給付金との併給を可能とします。また、施行日の前日以前に住居確保給付金の申請をした者についても、職業訓練受講給付金との併給を可能とします。ただし、令和3年5月以前の支給を除きます。



## 6. 参考サイト



# くらしや仕事の情報

■ <https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kurashiyashigoto.html>



ホーム

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について > くらしや仕事の情報

## くらしや仕事の情報

- ▼ [支給実績](#)
- ▼ [生活と雇用を支えるための支援のご案内](#)
- ▼ [働く方、経営者・自営業の方](#)
- ▼ [妊娠中、妊娠を希望されている方](#)
- ▼ [子どもがいる方](#)
- ▼ [若者の方](#)
- ▼ [高齢者の方](#)
- ▼ [外国人（がいこくじん）の方（かた）](#)
- ▼ [生活環境の変化等でストレスを抱えている方](#)
- ▼ [新型コロナウイルス感染症に関連した不当な偏見・差別にお困りの方](#)
- ▼ [新型コロナウイルス感染症の影響下で働く方へ（みなさまからのエール）](#)
- ▼ [新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関わる方へ](#)



# 新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する方へ

■ <https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>

## 新型コロナウイルス感染症の影響で

### 収入が減少し 生活に困窮する方へ

緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。  
申請期間が令和3年11月末日まで延長となりました。  
お問い合わせ：0120-46-8030 9～17時（平日のみ）  
[詳しくはこちら](#)

緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付、再貸付）について、  
申請期間が令和3年11月末日まで延長となりました。  
申請やお問い合わせ先は、お住まいの市区町村の社会福祉協議会です。

住居確保給付金については、  
3か月間の再支給の申請期間が令和3年9月末日まで延長となりました。  
申請やお問い合わせ先は、お住まいの自治体の自立相談支援機関です。

#### 生活資金でお悩みの方へ

##### 生活福祉資金の特例貸付

###### 緊急小口資金

緊急・一時的に生活費が必要な方

###### 総合支援資金

生活再建までの間の生活費が必要な方

新型コロナウイルス感染症の影響によって休業や失業状態などになり、収入が減少して生活資金にお悩みの方へ、特例貸付を実施します。

#### 住居を失うおそれがある方へ

##### 住居確保給付金

離職・廃業から2年以内の方  
または  
休業等により収入が減少し、  
離職・廃業と同程度の状況にある方

に対して、原則3か月(最大9か月)、  
家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

令和3年1月1日以降は最長で12か月まで延長することが可能になります。  
※令和2年度中に新規申請して支給を開始した方に限り。  
[詳しくはこちら](#)



#### 生活福祉資金の特例貸付 制度概要

##### 緊急小口資金

当座の生活のための  
緊急かつ一時的な  
生活費が必要な方

##### 手続きの流れ

##### 申込・相談窓口

##### 申込書

##### よくある質問

##### 総合支援資金

生活再建までの  
一定期間の  
生活費が必要な方

##### 手続きの流れ

##### 申込・相談窓口

##### 申込書

##### よくある質問

緊急小口資金の労働金庫と取扱郵便局での対応は令和2年9月30日（水）で終了しました。

#### 個人向け緊急小口資金 ・総合支援資金相談 コールセンター

☎ 0120-46-1999

受付時間 9:00～17:00(平日のみ)



#### 住居確保給付金 制度概要

対象者、支給額について

##### 手続きの流れ

申請から支給決定、入金までの流れ

##### 申請・相談窓口

お住まいの地域の窓口、支給上限額

#### 住居確保給付金相談 コールセンター

☎ 0120-23-5572

受付時間 9:00～17:00(平日のみ)

# 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金



令和3年  
11月末まで  
の申請

■ <https://corona-support.mhlw.go.jp/shien/index.html>

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金

TOP > 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

申請期間が令和3年11月末日まで延長となりました。  
お問い合わせはこちら：0120-46-8030 9～17時（平日のみ）

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

(下記の情報は令和3年7月5日時点のものです)

✓ 制度概要・  
添付書類の準備篇



✎ 申請書類の書き方篇



### 制度概要

緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。

### 対象者

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（注）で、以下の要件を満たすもの

（注）

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯／11月までに借り終わる世帯（再貸付期間中に辞退した結果として、11月までに終了となった場合を除く）
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

#### (1) 収入要件

収入が①②の合算額を超えないこと（月額）

- ①市町村住民税均等割非課税額の1/12
- ②生活保護の住宅扶助基準額

（例：東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円）

#### (2) 資産要件

預貯金が①の6倍以下であること（ただし100万円以下）

#### (3) 求職等要件

以下のいずれかの要件を満たすこと

- ・ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

### 支給額（月額）

単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給が可能。

### 支給期間

7月以降の申請月から3か月（申請受付は11月末まで）



# 生活を支えるための支援のご案内

■ <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 生活を支えるための支援のご案内

令和3年4月1日更新  
(令和3年8月5日一部更新)  
※更新内容は最終ページに記載

### 相談窓口一覧

皆様お一人お一人のお悩みに寄り添えるよう、各種ご相談窓口をご用意しています。お気軽にご相談ください。

P.4  
~5

### お金（生活費や事業資金）に困っているとき

- **緊急小口資金・総合支援資金（生活費）、  
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金** P.6  
~7  
新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用等の貸付を実施します。  
また、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯に対して支援金を支給します。
- **低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金** P.8  
新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。
- **日本政策金融公庫（日本公庫）及び沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）等による新型コロナウイルス感染症特別貸付等** P.9  
新型コロナウイルス感染症の影響により事業が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、実質無利子・無担保で融資を行います。
- **社会保険料等の猶予** P.10  
~13  
生活に不安を感じておられる方々への緊急対応策の1つとして、社会保険料のほか、国税や公共料金等の支払・納付猶予等が認められる場合があります。
- **厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定** P.14  
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で報酬が著しく下がった場合に、厚生年金保険料等の標準報酬月額を、特例により翌月から改定することができます。
- **生活困窮者自立支援制度** P.15  
様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。
- **住居確保給付金（家賃）** P.16  
新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援します。
- **償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付** P.17  
就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方々に、住居の借上げに必要となる資金について、償還免除付の無利子貸付を実施します。

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 生活を支えるための支援のご案内

- **生活保護制度** P.18  
現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施しています。

### 新型コロナウイルスへの感染等により仕事が減少したとき

- **傷病手当金** P.19  
健康保険等の被保険者が、病気やケガの療養のために仕事を休んだ場合、休業4日目以降の所得保障を行います。
- **休業手当** P.20  
会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払う必要があります。
- **雇用調整助成金** P.21  
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。
- **新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金** P.22  
新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられ、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。
- **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による  
休暇制度導入助成金、  
両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性  
健康管理措置による休暇取得支援コース）** P.23  
~24  
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主に助成します。
- **両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））** P.25  
新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、有給休暇を取得して介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。
- **産業雇用安定助成金** P.26  
新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成します。
- **トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）** P.27  
新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方で、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する方の早期再就職支援を図るため、一定期間（原則3か月）試用雇用する事業主に対して、試用雇用期間中の賃金の一部を助成します。

# 困窮者支援情報共有サイト～みんなつながるネットワーク～

- <https://minna-tunagaru.jp/>
- <https://minna-tunagaru.jp/mhlw/covid19/>

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there are five navigation icons: a document (当サイトについて), a lightbulb (知りたい), a group of people (参加したい), a magnifying glass (調べたい), and a pencil (学びたい). Below these is a banner with a group of diverse cartoon characters holding hands in a circle. The text '～みんなつながるネットワーク～' is written across the banner. To the right, there is a circular callout box with the text: '生活困窮者自立支援制度について、  
「どのような制度なのか」  
「どのような支援があるのか」  
「どのように支援に取り組みやすいのか」  
などの情報をトータルに集めたサイトです。  
⇒ サイトの趣旨を見る'. Below the banner, the main title '困窮者支援情報共有サイト' is displayed in a large blue box.

新型コロナウイルス感染症に関する支援策等について →

第7回 全国研究交流大会はこちら →

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

# “すまこま。”（住まいの困りごと相談サイト）

■ <https://sumakoma.jp/>

【只今の時間】お電話でのお問い合わせが可能です  
0120-050-593

すまこま。 住まいの困りごと相談窓口  
私たちからのメッセージ

認定NPO法人抱樞 理事長 奥田知志

**“すまこま。”（住まいの困りごと相談サイト）とは**

このサイトは「住まいに関する困りごと」で悩んでおられる方のための相談サイトです。電話やこのWEBサイトで相談いただけます。相談くだされば、内容を伺い、あなたのお近くの相談事業所へと適格におつなげ出来ます。

**困りごとがあること自体苦しいです。しかし、ひとりで悩んでいることはもっと苦しい。**  
どうぞ、ご相談ください。私たちは、一緒に考えさせていただきたいと思っています。

**まずはこのサイトからSOS！**

住まいの困りごと相談窓口

すまこま。  
sumakoma.jp  
お電話での相談は  
**0120-050-593**

メールからのご相談

当サイトについて

このサイトは「住まいの困りごと相談窓口」です。日本全国の制度や窓口を検索することができます。

相談窓口を調べる

支援の拠りはこちら

< 2021年 8月 >

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

■ 休日